

概要版

北 上 市

子ども・子育て支援 事業計画

平成27年度～31年度



平成27年3月

岩手県 北上市



子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て支援関連3法」を制定しました。

そこで、北上市では子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な需要を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「北上市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子ども・子育て支援法」の基本理念

1

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

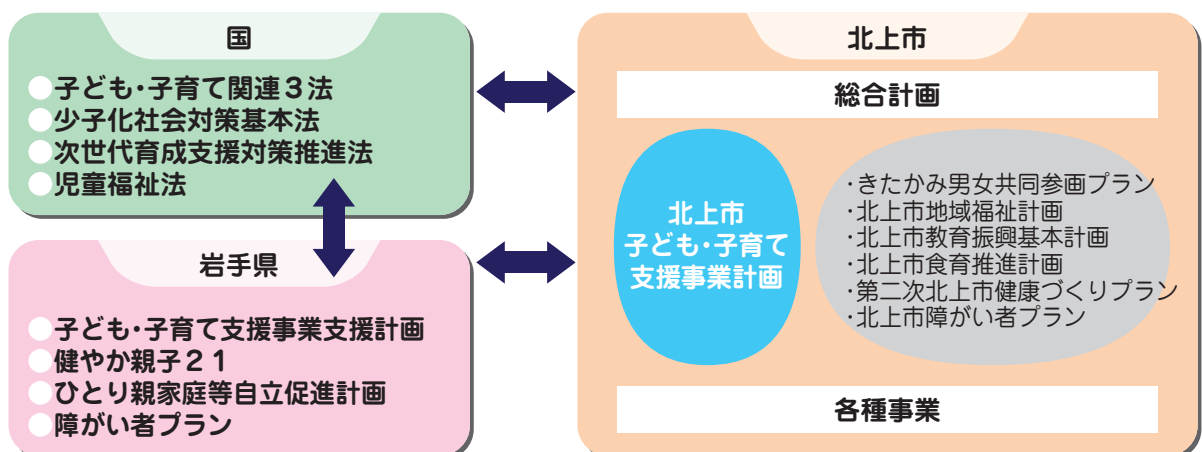
3

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画期間と位置づけ

本計画の期間は、法に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

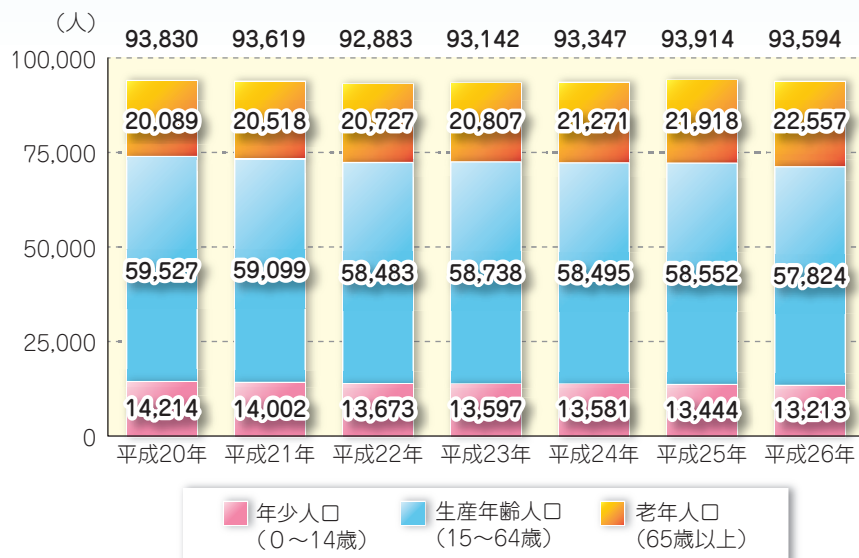




子ども・子育てを取り巻く状況

人口の推移

〈総人口と年少人口の推移〉

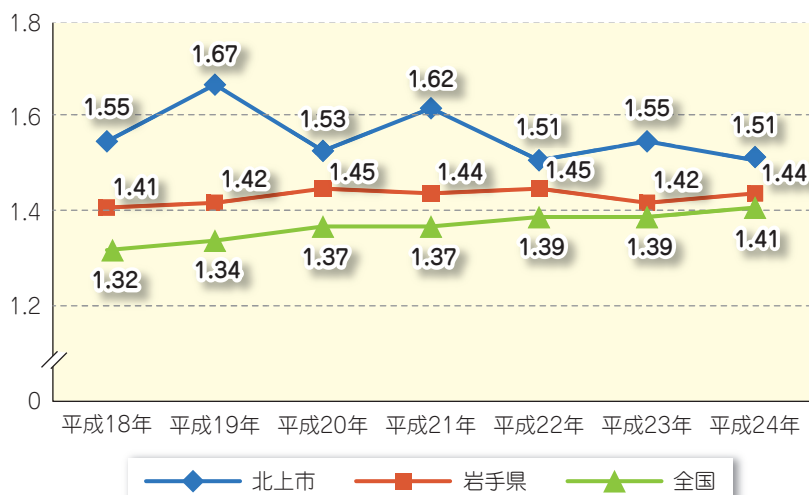


本市の総人口は全体的に横ばい傾向にあります。平成20年以降老年人口(65歳以上)が増加している一方、生産年齢人口(15～64歳)は断続的に減少、年少人口(0～14歳)についても減少しています。

資料：住民基本台帳(各年3月31日)

少子化の動向

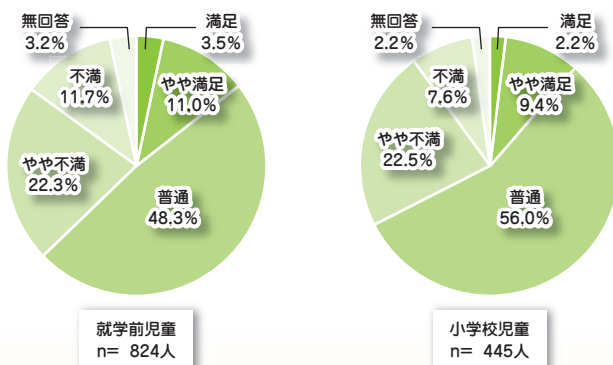
〈合計特殊出生率の推移〉



合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)は、平成24年では1.51と前年に比べてやや減少したものの、岩手県や全国を上回っています。

資料：人口動態統計(岩手県HPより)

北上市の子育ての環境や支援に対する満足度



本市の子育ての環境や支援に対する満足度は、就学前児童と小学校児童ともに「やや満足」「満足」の合計よりも「やや不満」「不満」の合計が上回っており、子育て支援に関する諸施策を充実することが求められています。

資料：北上市子ども・子育て支援事業に関する二一ス調査(平成25年実施)



計画の体系図

基本理念

子育て家庭から笑い声があふれるまち
きたかみ

基本的視点

希望する多様な教育・保育
を受けられる環境づくり

【幼児期の保育の視点】
【就学期の保育の視点】

安心して子どもを産み育て
られる環境づくり

【子育て支援サービスの質の視点】
【親となることへの不安解消の視点】
【乳幼児の健全な成長のための視点】

仕事と子育てを両立できる
環境づくり

【仕事と子育ての調和の視点】
【子育てに理解のある環境づくりの視点】

支援が必要な子どもと家庭
を応援する環境づくり

【障がいのある子への支援の視点】
【ひとり親家庭への支援の視点】

基本目標

未就学期から就学期まで
の切れ目のない支援

母子保健対策の充実

子育てを支援する
生活環境の整備

社会的支援を要する
児童・家庭に対する
きめ細かな対応

施策の基本方向

- 1 教育・保育サービスの充実
- 2 放課後児童健全育成の充実
- 3 子育て支援サービスの充実

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 小児医療の充実

- 1 安心して外出できる環境の整備
- 2 地域・企業における子育て支援の推進

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障がいのある児童・家庭への支援



子ども・子育て支援施策の展開

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

北上市の状況
7施設での実施を
目指します。
(現状 11施設)

※ 4園の認定こども園
移行を見込む

施策の方向性

- 3歳未満児の保育の受入枠を拡大するため、幼稚園の認定こども園化を推進します。
- 幼稚園の事業者に対して、認定こども園への移行に伴う建設費用の一部を補助します。
- 公立幼稚園において、長期預かり保育の拡充や給食の提供、通園バス運行などサービスを充実させるとともに、公私立の保育料のバランスの均衡を図ります

保育所

保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

北上市の状況
17施設で実施中

施策の方向性

- 人材を確保するため、保育士等の処遇改善に取り組みます。
- 第3子以降の保育料軽減等を図ります。



認定こども園

就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能を備え、県から認定を受けた施設で、3歳以上であれば、幼稚園と同様に保護者の就労状況にかかわらず入園できますが、3歳未満児については、保護者の就労など保育が必要な事由がある場合に限り入園できる施設です。

北上市の状況
5施設での実施を
目指します。
(現状 1施設)

施策の方向性

- 3歳未満児の保育の受入枠を拡大するため、幼稚園の認定こども園化を推進します
- 幼稚園の事業者に対して、認定こども園への移行に伴う建設費用の一部を補助します。
- 地域の実情に応じて、幼稚園と保育所との統合による認定こども園化などを行い、教育・保育の場を確保します。

※施設数の現状は平成 26 年 10 月現在

地域型保育

- 小規模保育事業……市町村の認可を受けた定員6～19人の施設で保育を行うものです。
- 家庭的保育事業……市の認定を受けた保育者の家庭などで保育を行うものです。
- 事業所内保育事業……企業が施設を運営し、主に従業員の子どもの預かるものです。
- 居宅訪問型保育事業……市の認定を受けた保育者が子どもの家庭で保育を行うものです。

北上市の状況

11 施設での実施を
目指します。
(現状 未実施)

施策の方向性

- 3歳未満児の受入を拡大するため、事業者などに地域型保育給付制度について周知し保健所等との連携を図りながら、小規模保育施設及び事業所内保育施設の設置を促進するとともに、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業の実施に努めます。

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

施策の方向性

- 子育て支援に対する総合的な相談や案内を行う子育て支援コンシェルジュの育成に取り組み、平成27年度中の事業開始を目指します。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

北上市の状況

子育て支援センター
4施設で実施中

施策の方向性

- 乳児教室等を子育て支援センターで開催するなど、保健師が訪問する機会を増やし、相談体制の更なる充実を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

北上市の状況

民生児童委員が対応中

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

養育支援訪問事業

北上市の状況

保健師や助産師が対応中

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子育て短期支援事業

北上市の状況

市外の乳児院・
児童養護施設に委託して
実施中

保護者の疾病、出産などにより家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合に、7日を限度に必要な期間子どもを預かるショートステイ事業と、ひとり親家庭において、保護者の就労等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、子どもの生活指導、夕食の賄い等が困難である場合に、一か月を限度に預かるトワイライトステイ事業があります。

一時預かり事業(保育所、ファミリー・サポート・センター等)

北上市の状況

保育所1施設及び
ファミリー・サポート・センター
事業で対応中

保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、保育を行う事業です。

施策の方向性

- 実施施設の増設の検討やファミリー・サポート・センター事業による一時預かりの周知を図ります。

一時預かり事業(幼稚園等)

北上市の状況

公立幼稚園2園及び
私立幼稚園で実施中

幼稚園等において預かり保育を行う事業です。

施策の方向性

- 実施時間の拡充など更なる充実を図ります。

時間外保育事業

北上市の状況

12施設で延長保育を
実施中
(午後7時まで)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

施策の方向性

- 延長保育を全園で利用できるようサービスの拡充に努めます。
- 休日保育については、一定の利用が見込まれる場合、既存の保育施設での実施について検討します。

病児・病後児保育事業

北上市の状況

病後児保育室1施設で
実施中

病中期あるいは病気の回復期にある児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

施策の方向性

- 病後児保育室だよりを保育所利用世帯等に配布するなど、事業の周知を図ります。
- 病児保育事業の開始に向けて関係機関と協議を進めます。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

北上市の状況

全小中学校区での実施を
目指します。
（現状 1学区で未実施）

施策の方向性

- 市内の全小中学校区での実施を目指します。
- 老朽化が著しいクラブの改築等を支援します。
- すべてのクラブが基準を満たすために必要な支援を行います。
- 開所時間の延長や指導員の処遇改善が図られるよう支援します。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。



5

計画の推進体制

市の推進体制

本計画の推進にあたっては、「北上市子ども・子育て会議」を中心として、県や関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、計画の着実な推進に努めます。

また、市民や各種団体等の意向を把握するとともに、実施状況の点検・評価を継続的に行いながら、具体的な施策の実施や計画の見直し等への反映に努めます。

市民と行政が一体となった推進体制

子育て支援対策及び次世代育成支援対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を期するため、民間の団体や事業者・企業等の理解と自主的な取り組みを促進するなど、市民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

北上市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 平成27年3月

発行者 北上市教育委員会教育部 子育て支援課

住所 〒024-8501 岩手県北上市芳町1番1号

T E L 0197-72-8260(直通) F A X 0197-65-3834